

令和7年度放課後児童クラブの申し込みについて

＜放課後児童クラブとは＞

児童館では、就労等により放課後家庭に保護者等がいない小学生の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的として、放課後児童クラブを開設・運営しています。

1. 利用申請の対象となる児童

- ①白石市内の小学校に在籍する児童（今年度就学予定の児童も含む）
- ②就労や疾病、介護等により、保護者及び同居の祖父母が昼間家庭にいない児童
- ③1年間を通して利用が見込まれる児童（年度登録）
- ④夏休みなどの長期休業日のみ利用する児童（長期登録）

2. 定員

第一児童館・第一小学校放課後児童クラブ 100人

第二児童館放課後児童クラブ 160人

※定員を超えた場合は、待機となる場合があります。

3. 開設日・開設時間

平日（学校長期休業日を除く）：授業終了後から午後6時30分まで

学校長期休業日等（土曜日を除く）：午前8時～午後6時30分まで

土曜日：午前8時30分～午後5時30分まで

※学校長期休業日等には振替による臨時休業日も含みます。

※日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は開館しません。

4. 利用料 月3,500円

ゆうちょ銀行口座の引き落としにて納付いただきます。

ゆうちょ銀行口座の開設をお願い致します。

※ゆうちょ銀行の自動払込利用申込書を保護者説明会のときに渡します。

長期休業日のみ利用する場合の利用料は別に定めています。申請書裏面をご覧ください。

5. 利用料の減免

世帯の収入状況により利用料の減免制度があります。減免の申請が必要となりますので、各児童館にお問い合わせください。

減免申請書は、証明書類と一緒に12月19日までに、にこにこの家白石事務局（第二児童館内）にご提出願います。また1月11日（土）に面談を予定しております。

時間等は追って連絡いたしますのでよろしくお願い致します。

6. 申し込み期間と方法及び面接

令和6年12月2日（月）より申請書配布、受付期間12月12日（木）～19日（木）に希望する児童館へ申請書と就労を証明する書類を提出ください。

なお、新規の場合は後日お子様同伴で面接をおこないます。

7. 利用可否の決定

放課後児童クラブ利用の結果については、3月上旬までに文書で通知します。

NPO法人FOR YOUにこにこの家	
白石市第一児童館	白石市第二児童館
	（にこにこの家白石事務局）
TEL 0224-25-7070	TEL 0224-25-3875